

○30番宮川潤君（登壇・拍手）日本共産党の宮川潤です。

通告に従い、順次質問を行います。

最初に、生活困窮者等の住宅問題についてであります。

1月31日深夜、札幌市東区内の生活困窮者の共同住宅が火災を起こし、入居者の16人中11人が死亡するという、痛ましい事故が起きました。

食事の提供などがありましたが、札幌市の調査の結果、有料老人ホームではないという結論になり、特に法的な規制がない一般的なアパートと同じ扱いということになります。

そこで、有料老人ホーム、無料・低額宿泊所、一般的なアパートの入居者や法的な違い、設備、サービスの違いについて明らかにしてください。

また、それぞれの消防設備、避難計画・訓練等についても明らかにしてください。

共同住宅でも、職員が常駐し、入居者の生活管理や食事の提供が行われているのであれば、法律上の区分はなくても、実態として、一般的なアパートと同じではないはずです。入居者も、生活困窮者やホームレスなど、一定の傾向があったはずで、介護を必要としていた人も多かったはずであります。

このような、生活困窮者に特化した共同住宅は何戸あり、何人が入居しているのか、消防設備はどうなっているのか等、道として、調査し把握すべきと考えますが、いかがですか。

また、国に対して、生活困窮者等の共同住宅の規定を設け、消防設備や面積、夜間を含めた運営の基準を策定や、国の運営費補助などを求めるべきと考えますが、いかがか、伺います。

生活困窮者に限らず、ひとり暮らしの高齢者等が、アパートの取り壊しなどで退去を求められた場合も、次の住まいの確保は容易なことではありません。親族がいない、あるいは、連絡がとれない、保証人を立てられないということが多く、不動産賃貸契約の大きな障壁となります。年齢だけで契約できないことが非常に多いのです。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正され、本道でも、高齢者、障がい者、低額所得者等の入居を拒まない賃貸住宅を登録する住宅セーフティーネット制度が始まりましたが、十分機能しているとは言えません。

道内でセーフティーネット登録をしたのは何戸になるのか、全賃貸住宅の何%か、明らかにしてください。

次に、介護事業所の閉鎖等についてです。

東京商工リサーチによれば、2017年の全国の医療・福祉事業所の倒産は249件で、このうち、老人福祉・介護事業所が最も多くて111件と、前年度比で2.7%増となり、2000年に介護保険法が施行されて以来、最悪になったとのこと。

道内では、2014年から2016年において新規に指定した事業者は、3カ年平均で約1250件で、事業者全体の約7.5%となっています。

また、廃止の届け出を行った事業所は、同じ時期の3カ年平均で約750件で、廃止の主な理由は、いずれの年度も、経営不振、人員不足が最も多くなっています。

このように、激しく閉鎖と新規参入が続くことはゆゆしき事態と考えますが、まず、道の認識を伺います。

経営の安定や人員の定着を図るためには、新規参入事業者に対する講習を実施することや、閉鎖により解雇された人員を新規参入事業者において再雇用させる取り組みが必要と考えますが、道としてはどのように取り組むのか、伺います。

介護職員の処遇改善が十分に行われていれば、人員不足で事業所が閉鎖することはほとんどなくなるはずですが、処遇改善の実施状況について伺います。

また、介護職員の収入が、全職種と比較してどのように変化したのか、道として、処遇改善を引き続き行う必要があるとお考えか、伺います。

次に、後期高齢者医療保険制度についてです。

本道における、後期高齢者医療保険に加入する所得なし層は57%を超え、全国平均の52.96%を大きく上回っています。2025年には、団塊の世代の全てが後期高齢者医療保険に加入しますが、保険料を引き下げるためには、財政安定化基金を活用することが不可欠です。

昨年10月27日に、北海道後期高齢者医療広域連合より、財政安定化基金の積極的な活用を求められていると承知しています。

財政安定化基金から幾ら繰り入れれば保険料の値上げは行わなくてもよいと道は試算しているのか、伺います。

また、知事は、広域連合からの要請である財政安定化基金の積極的活用にどのように応えたのか、伺います。

次に、マイナンバー制度についてです。

昨年12月26日、総務省は、働く人の給与から住民税を徴収するため、市町村が事業所に送る特別徴収税額決定通知書について、当面、マイナンバーを記載しないと、これまでの方針を転換する通知を発出したしました。

今般、マイナンバー記載の方針を撤回したことに対する知事の認識を伺います。

マイナンバーを記載した特別徴収税額決定通知書の誤送付による番号漏えいは8市町村で起こり、十数人が番号を変えることを余儀なくされました。自治体にとってはセキュリティー対策に多大なコストがかかり、総務省の方針転換に、これまでの騒ぎは何だったのかと、ため息を漏らす自治体関係者の声も報道されています。

総務省は、マイナンバー記載の見送りの期間を当分の間としています。

自治体負担を増大させ、国民のプライバシーを危険にさらす通知書へのマイナンバー記載は完全に中止するべきと考えますが、知事は国に見直しを求めていくお考えか、伺います。

次に、自営業者における家族従業者の働き方の問題についてであります。

道では、北海道働き方改革推進方策を昨年10月に策定し、中小企業の働き方改革の推進に取り組んでいると承知していますが、家族従業者の労働基準法上の位置づけはどのようになっているのか、道は、家族経営の働き方の課題についてどのように認識しているのか、伺います。

所得税法第56条において、事業主の配偶者や親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないとされていることについて、道内の市町村の半数を超える90市町村議会で廃止を求める意見書が可決されるなど、所得税法第56条の廃止を求める声が大きくなっています。

このような状況を踏まえ、北海道を代表する知事として、国に対し、廃止に向けた働きかけを強める必要があると考えますが、いかがか、伺います。

次に、再生可能エネルギー等の送電線利用についてであります。

知事は、再生可能エネルギーの導入を全国でトップクラスの地域にすることを示し、道内の発電量の3分の1を再生可能エネルギーにし、主要な電源の一つとするとしていますが、現状で何%が再生可能エネルギーなのか、また、3分の1に到達するための課題をどう認識されていますか、知事の問題意識について伺います。

北電以外の事業者が再生可能エネルギーによる発電をしても、北電は、道北や道南を初めとして、送電線に空き容量がないために受け入れられないとしています。

京都大学の安田陽特任教授の調査では、北電の送電線の平均利用率はわずか14.1%にとどまり、運用の工夫によって受け入れを拡大できる可能性が大きいとしています。

空き容量がないということと、14.1%しか利用されていないということでは、大きな違いがあるように思えますが、どちらが真実なのか、知事の見解を伺います。

北海道は再生可能エネルギーの宝庫であり、高いポテンシャルを有しているにもかかわらず、送電線の利用が制限されているため、ごくわずかしか活用できていません。

一例として、風力発電の場合を取り上げます。

風力発電で北電の送電線に接続されているのはわずか36万キロワットですが、風力発電を設置、運転するための環境アセスメントの段階まで来ていながら、送電線に接続されていないものが300万キロワットもあります。

再生可能エネルギーを生かすためには、送電量を増加させるかどうかが決定的問題であり、不可欠だと考えますが、いかがか、知事の認識を伺います。

送電線の空き容量の計算方法は、泊原発など停止中の発電所も全てフル稼働していると想定し、容量のうち、2分の1は緊急時のために確保し、その上で、あいている容量を算出しているものです。私は、これでは、実際の空き容量よりも少ない数字しかあられないのではないかと考えるところであります。

国も見直しを検討しているそうですが、どういう考えか、把握している範囲でお示してください。

次に、大間原発についてであります。

函館の市民団体が、国やJパワーを相手に、大間原発の建設、運転の差し止めを求めている裁判が昨年6月に結審し、この3月19日に判決が言い渡されます。

大間原発は、全炉心でMOX燃料を使用する世界初の商業炉であり、申請するJパワーとしては初めての原発です。

多くの学者や専門家が、施設周辺での海底活断層の存在を指摘しており、極めて危険性が高い原発だと言われています。その危険な原発が、函館市からわずか23キロメートルの地点に建設されることに、住民は大きな恐怖感を抱いています。

大間原発訴訟の会は、そうした住民の思いを踏まえて立ち上がり、竹田とし子さんは、子どもたちに負の遺産は残せないとの決意で、これまでの裁判に臨んできたとのこと。

間もなく判決を迎える訴訟を知事はどのように受けとめているか、伺います。

大間原発で事故が起これば、函館市周辺は甚大な被害を受ける可能性があるにもかかわらず、函館市には交付金も発言権も付与されていません。

工藤壽樹函館市長は、市が提訴したことに関し、発言権もなく、危険を押しつけられる理不尽さがある、だから自治体訴訟を起こしたと語っています。市民の命と財産を守るべき立場にある市長としては当然であり、勇気ある行動です。

高橋知事はどう評価されるのか、改めて伺います。

函館市の提訴を受け、大間原発の建設凍結を求める署名は、町内会連合会を中心に急増し、今や14万人にも達しています。

道民を代表する立場にある知事として、こうした地域住民の不安を真摯に受けとめ、安倍首相に直接会い、大間原発の建設凍結を求めるべきではないですか、伺います。

次に、屋外広告物の安全対策等についてであります。

2015年に、札幌市内で屋外広告物の落下事故がありました。昨年は、帯広市内で2件、函館市内で1件の看板落下事故が続いています。

昨年、総務省が北海道と札幌市など4市を調査したところ、2012年4月から昨年6月までに25件の事故があり、事故原因として、点検未実施のものが16件あったことが判明いたしました。

広告主から許可申請が出されていなかったり、許可対象外の場合は、看板の存在さえ把握することができない状況にあります。

まず、看板の設置許可はどこが行うのか、設置許可申請が必要となるのはどういう看板か、設置許可申請が提出された場合には、どのような点検がなされるのか、それぞれお示しください。

広告主は、3年ごとに継続許可申請を行うことになっています。この継続許可申請が提出されず、かつ、看板を撤去した旨の届け出のない場合があります。これは、倒産や廃業をしながら、看板だけが放置されていることも想定されます。

許可更新時に継続申請、除却届が必要となる広告物や許可申請が提出されていない広告物に対して、道としてどのように対応しているのか、伺います。

次に、道営住宅の改善等についてであります。

道営住宅で建築後35年を経過したものが277棟と、全体の28%を占め、3階以上でエレベーターが設置されていないものは632棟で64%、ユニットバスが設置されていない住宅は92棟で9%となっています。

札幌の栄町団地では、改善が実施され、内窓を改め、ユニットバスが入れられ、灯油はオイル

サーバーで部屋につながり、大変喜ばれています。

一昨年の第4回定例会で、私は、札幌市内でユニットバス化されていないところとして、苗穂第2グリーン団地の320戸のうち、120戸だけが残されている現状を指摘いたしました。いまだに改善されておられません。

同じ団地の中で設備に違いがあることが不公平感につながっていることを十分に受けとめていただきますか、認識を伺います。

老朽化した道営住宅が多いことから、建てかえ、改善を計画的に行うべきです。

札幌の栄町団地の改善では、ある棟まで実施し、途中で1年間、中断して、その際、道は、いつ再開できるかわからないと言ったと伺っております。このことに入居者から不満が噴出しました。

これまで、道は、改善事業に着手する段階になってから、団地の代表に事業概要を伝えてきました。

道営住宅事業特別会計の歳入の中心である使用料と国庫支出金は、例年、ほとんど変化がありません。

問題は、歳出、事業化であり、すなわち道の判断の問題です。早期に見通しを示すことは道の努力で可能だと考えますが、いかがか、見解を伺います。

次に、アスリートのセカンドキャリアについてです。

平昌オリンピックのスピードスケートで入賞したある選手は、この春、大学を卒業予定ですが、オリンピックが終わった後に、ようやく就職が決まったそうであります。

このような学生の選手は、就職の心配をすれば競技に身が入らない、競技に専念すれば就職活動ができなくなる、こういう板挟みに遭っており、これを解消しなければならないと考えます。

学生アスリートが競技と就職活動を両立させるために、どのような支援体制や組織があるのか、お示してください。

かつてプロ野球で活躍した清原和博元選手が、引退後の2016年に、覚醒剤を所持していたため逮捕され、野球ファンを初め、多くの方が失望しました。

トップアスリートは、引退すると、それまでの競技社会とは全く別の世界で生きていく選択をせざるを得ない方も少なくありません。しかし、ほかの人にはない才能や、一つの競技をきわめてきたことは大きな財産です。

そこで、トップアスリートのセカンドキャリアを生かすために、道としてどのような取り組みがなされているのか、伺います。

日本野球機構のアンケートで、「引退後にどのような仕事をしたいのか」という設問に対して、一番多い回答は「教員資格を取り野球指導」、2番は「プロ野球の監督、コーチ」、3番は「大学、社会人の野球指導」です。教育の場での活動は、スポーツ指導とともに、教育スキルが必要とされます。

アスリートの引退後、教員に採用され、体育や部活動の指導者として活躍することについてど

のようにお考えか、教育長に伺います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）宮川議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、生活困窮者に係る住宅についてであります。複数の生活保護受給者が居住をし、食事等、何らかのサービスを提供している、社会福祉施設に該当しない共同住宅などは、平成27年の調査では道内で307カ所確認されているところであり、道では、このたびの火災事故の発生を受け、改めて、こうした住宅の状況を把握するため、現在、調査を実施いたしているところあります。

また、現在、国において、生活困窮者対策に関し、無料・低額宿泊所の規制強化や、居住困難な方への日常生活支援に係る法改正が予定されており、道といたしましては、こうした国の動向も踏まえつつ、今回の調査結果をもとに、福祉、消防や建築等の関係部局が連携協力をし、地域における防火、防災の取り組みにつなげるなど、生活困窮者が安心して安全に生活できるよう、支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、介護事業所についてであります。廃止事業所の割合は減少傾向にあり、その動きは安定してきているところではありますが、地域が必要とする介護サービスを提供している介護事業所が持続的に運営されることは大変重要と捉えています。

道では、介護職員の職場定着を図るため、管理者等を対象に雇用管理改善セミナーを開催しており、新規開設の事業者に対して受講を働きかけているほか、福祉人材センター、及び、道内の6カ所に人材バンクを設置し、求人求職の相談や就労のあっせんにも努めているところあります。

また、離職した介護福祉士等の届け出制度を活用し、復職を希望する方への支援も行っているところであり、今後とも、こうした取り組みを通じて、良質なサービスの提供体制の確保に取り組んでまいります。

次に、マイナンバー制度についてであります。個人住民税の徴収に当たり、市町村が特別徴収義務者に送付する税額通知書にマイナンバーを記載することは、双方で納税義務者を正確に把握できることから、税の円滑な徴収事務に資するものと考えているところではありますが、その運用に当たっては、漏えいを防止するしっかりとした手だてが必要と認識いたします。

このたび、マイナンバーの記載を、電子による税額通知を除き、書面による通知については当分の間行わず、その取り扱いについて国において再検討するとされたことを踏まえ、道といたしましては、市町村の状況などについて、必要に応じて国に伝えるとともに、その検討状況を注視してまいります。

次に、新エネルギーの導入拡大についてであります。道内に豊富に賦存する新エネルギーの導入拡大をしていく上で、本道は電力システムの規模が小さく、風力など、出力変動がある電源の調整力に限りがあることや、道内の地域間の送電網が脆弱であることが課題と認識をいたします。

このため、道といたしましては、北本連系線のさらなる増強を含む基盤整備の促進や、既存送電線の有効活用について、国などに対して働きかけを行うなど、本道の新エネルギーのポテンシャルが最大限に発揮されるよう取り組みを進め、地域経済の活性化につなげてまいる考えであります。

次に、大間原発についてであります。大間原発は、全炉心でMOX燃料を使用する商業炉であり、施設も未完成であるなど、他の原発とは条件が大きく異なっていることから、建設工事の中断も含め、立ちどまって慎重に対応すべきと考えているところであります。

私といたしましては、函館市が自治体として初めて提訴に至った状況を重く受けとめており、市民の皆様方の大きな不安も共有しつつ、道議会の決議なども踏まえながら、対応していかねばならないと考えております。

次に、屋外広告物の許可申請に関し、更新等がなされない場合などへの対応についてであります。各振興局では、3年ごとの継続許可申請が必要となる前に、対象となる出願者に対し、許可期間が満了となることを通知しているほか、期間満了後にも申請がなされない場合については、口頭や文書による指導を行い、許可申請手続、広告物の除却や是正を求めているところであります。

平成28年度の、違反広告物や継続許可申請が出されないものに係る指導の状況については、全道で221件の是正指導を行い、許可済みまたは除却・改修済みが132件であり、引き続き指導に努めていくこととしているところであります。

道といたしましては、今後とも、違反広告物の是正のため、許可担当者間の情報交換に努めるとともに、各振興局において、安全対策パトロールによる意識啓発や現地確認調査などを通じて、違反広告物のさらなる是正に向けて取り組んでまいります。

最後に、道営住宅の計画的な建てかえや改善についてであります。道では、道営住宅整備活用方針に基づき、既存ストックの建てかえや改善などを計画的かつ効率的に行うほか、地元市町村との協議、要望を踏まえ、さまざまな事業について、その緊急性、必要性などを判断し、実施いたしているところであります。

道といたしましては、事業の着手に際し、団地の代表者の方々に概要をお知らせするとともに、具体化された段階で、入居者の方々に工事の内容や日程などを御説明してきているところであります。今後とも、円滑な事業の推進に向け、入居者の方々にできるだけ早く計画をお知らせするとともに、必要な予算の確保に努めてまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）まず、生活困窮者の住宅問題に関し、有料老人ホームなどについてでございますが、有料老人ホームは、老人福祉法に基づき、老人を入居させ、食事の提供などのサービスを提供する施設であり、無料・低額宿泊所は、社会福祉法に基づき、生計困難者

に、無料または低額な料金で宿泊利用をさせる施設でございます。

いずれの施設とも、消防法などで、消火器、避難器具等の設置や消防計画の作成、避難訓練の実施が義務づけられており、有料老人ホームにつきましては、入居者の半数以上が要介護3以上の場合、スプリンクラーの設置が義務づけられております。

また、共同住宅につきましては、消防法では、床面積、収容人員などが一定規模を超えた場合、消火器などの設備の設置が義務づけられており、入居者が50人を超えるものは、消防計画を作成し、避難訓練を実施することとされております。

次に、介護事業所に関しまして、介護職員の処遇改善についてでございますが、介護労働者の給与は、以前から、全産業と比較して低水準にございまして、平成28年の国の賃金構造基本統計調査では、月額平均賃金が、全産業で33万3700円であるのに対し、介護労働者は24万4200円となっております。

介護職員の処遇改善に向けては、これまで、介護報酬改定時などに加算の拡充等が実施されてきており、介護労働安定センターが実施した調査によりますと、平成28年の道内の介護労働者の平均月額賃金は、前年よりも8100円増加をいたしております。

また、現在、国では、一定の経験を有する介護福祉士について、さらなる処遇改善の検討を進めるなど、必要な見直しを行うこととしているところでありまして、道といたしましては、今後とも、介護職員の処遇に十分配慮した介護報酬が設定されるよう、国に対して要望しながら、良質な人材の安定的な確保に努めてまいります。

最後に、後期高齢者医療の保険料についてでございますが、後期高齢者医療広域連合では、1人当たり保険料を現行と同額にするために要する財政安定化基金積立額は約63億円と試算いたしているところでございます。

また、過去の保険料の改定状況のほか、世代間の負担の公平などの観点から、道と広域連合との間で、財政安定化基金の積み立てについて協議を行ったところでございます。

この結果、高齢者の方々の生活に与える影響などを考慮いたしまして、13億8000万円を基金に積み立て、保険料の増加の抑制を図ることとし、来年度の保険料などが定められたところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 建設部建築企画監須田敏則君。

○建設部建築企画監須田敏則君（登壇）初めに、生活困窮者等の住宅問題に関し、高齢者等の住まいについてでございますが、平成25年の国の調査によりますと、道内の民間賃貸住宅の総数は71万1900戸となっており、これに対し、このたびの法改正により、昨年10月から開始された、入居を拒まない賃貸住宅の登録数は、2月末現在で7戸であり、全国でも417戸となっております。

道といたしましては、まずは、不動産事業者などに対する制度の周知徹底に取り組み、住宅の登録を促していくことが重要と考えているところでございます。

次に、道営住宅の改善についてでございますが、道では、道営住宅整備活用方針に基づき、老朽化した住宅の建てかえのほか、外壁、屋上防水の改修など、長寿命化や、オイルサーバーの設置、浴室のユニット化など、居住性の向上に向けた改善工事を行っております。

苗穂第2グリーン団地は、市営住宅と混在する団地でございますが、このうち、道営住宅の8棟、200戸が、建設当時から浴室がユニットバスとなっており、残り4棟、120戸と、市営住宅につきましても、住戸内に階段があるメゾネットタイプの住宅であるなど、浴室についても、建設当時から独自設計による仕上げとなっているところでございます。

道といたしましては、改善工事の実施に当たって、建設年度や劣化の程度、設備の設置状況のほか、入居者の状況などを踏まえ、全道的な見地から総合的に判断して実施してきており、今後とも、限られた財源の中で、改善工事の緊急性、必要性などを検討しながら、着実な実施に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）特別徴収税額決定通知書へのマイナンバー記載の取り扱いについてでございますが、マイナンバーが記載された税額通知書の郵送誤りなどが全国的に発生していることや、事業者において、書面で交付される税額通知書の保管コストが大きくなっているとの意見が経済団体などからあり、国において、書面による税額通知書については、当分の間、マイナンバーを記載しないこととされたところであります。

一方で、税額通知書へのマイナンバーの記載は、納税義務者を正確に把握し、税の円滑な徴収事務に資するものであることから、書面による税額通知書への記載における漏えい防止策などについて、国においてしっかりと検討されるべきであると考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇）初めに、家族従業者の働き方についてでございますが、平成29年の総務省の調査によれば、道内の家族従業者は約6万人であり、労働基準法では、同居の親族のみを使用する事業につきましても同法を適用しないとされているところでございます。

家族経営は、経営と生活の境目が曖昧で、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件を明確に設定することが難しいものであると認識いたしております。

次に、再生可能エネルギー等の送電線利用に関しまして、まず、新エネルギーの導入拡大についてでございますが、本道における、平成27年度の新エネルギーによる発電電力量は67億7500万キロワットアワーとなっており、同年の道内の総発電電力量の約18%に相当するところでございます。

道内においては、太陽光発電の導入が進んでいるほか、バイオマスなどを活用した熱や電気への多面的利用など、地域の特性を生かした地産地消の動きが芽生えてきている一方で、新エネルギーの導入目標の達成に向けては、電力系統への接続の制約や、開発が長期にわたる地熱開発に

関する地域の合意の形成のほか、地域における人材やノウハウの不足といった課題があるものと認識をいたしております。

次に、送電線の利用についてであります。北電を初め、各電力会社におきましては、電力系統を安定的に運用するために、電力広域的運営推進機関の指針に基づき、送電線の容量の半分程度を緊急時用に確保し、接続している全ての電源がフル稼働し、かつ、接続契約済みの未稼働電源が発電を開始した場合に受け入れ可能な量を確保した上で、残りを空き容量として公表していることと承知しております。

一方、京都大学の特任教授は、電力広域的運営推進機関が公表している道内の利用実績をもとに、送電線に流すことができる電力の最大値と、実際に道内の送電線を流れた電力の年間平均値との比較を公表したところでございます。

最後に、既存送電線の活用についてであります。現在、国におきましては、既存の送電線を活用して、より多くの電源が接続できるようにするため、送電線の利用実態に基づいた空き容量の算定方法や、緊急時の枠を平常時に開放する仕組みづくり、混雑時の出力抑制を前提に接続を受け入れる新たな電源接続の考え方などについて、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部長中野祐介君。

○総務部長中野祐介君（登壇）家族従業員の働き方に関しまして、所得税法第56条の規定についてであります。この規定は、家族間において所得を恣意的に分散して、不当に税負担の軽減を図るおそれが生じる場合があるなどの趣旨から、税負担の回避を防止するために設けられたものと認識しているところでございますけれども、これに関しまして、道内の一部の市町村議会において、廃止を求める意見書が可決されているものと承知いたしております。

こうした、小規模企業等に係る税制のあり方につきましては、平成30年度の税制改正大綱の中で、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、所得税、法人税を通じて総合的に検討することとされておりまして、今後、国において、お尋ねの点も含めて、十分に議論しながら検討されるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）大間原発に係る今後の対応についてであります。道といたしましては、現時点で施設が未完成であります大間原発については、その必要性など、エネルギー政策上の位置づけについて、立ちどまって検討するとともに、地域の不安に真摯に向き合い、誠意を持って説明責任を果たすよう、国や事業者に対して繰り返し求めてきているところでございます。

今後とも、函館市との情報共有に努め、大間原発に関する動向を注視しながら、適時適切に必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 建設部長渡邊直樹君。

○建設部長渡邊直樹君（登壇）屋外広告物の安全対策等に関しまして、広告物等の設置許可申請についてでございますが、道の屋外広告物条例では、許可地域等に広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならないとされ、許可事務については、許可権限を移譲している24の市町村を除いて、掲出しようとする場所を管轄する振興局で行っておりまして、指定都市、中核市などについては、独自の条例に基づき、許可を行っているところでございます。

許可地域内で掲出する広告物につきましては、表示面積の合計が10平方メートル以内の自家用広告物や、国、自治体が公共的目的で表示するものなどを除き、道への許可申請が必要となるものでございます。

また、許可申請時の点検につきましては、3年ごとの継続許可申請時に、出願者が、広告物の表示面や接合部などの異常の有無、内容について点検を実施し、道に結果を報告することになっているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）アスリートのセカンドキャリアに関し、まず、学生競技者への支援についてでございますが、在学中に世界を舞台に活躍した選手が、卒業後も、実業団選手として競技の継続を希望するものの、サポートする企業が見つからないケースも見受けられるところであります。

こうしたニーズに応えるため、国におきましては、アスリートのキャリア形成の取り組みとして、自治体や関係団体と連携をし、スポーツ団体職員等としての雇用を促進するほか、日本オリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会におきましては、就職支援制度のアスナビを運営し、民間企業と現役トップアスリートとのマッチングを図っております。

道といたしましても、講演会や体験イベントなど、さまざまな機会を捉え、自治体、企業等に対し、アスリートの活躍事例や職場でのサポート方法を御紹介するなどして、卒業後の競技生活を支える環境づくりに取り組んでおります。

次に、トップアスリートのセカンドキャリアについてでございますが、アスリートが安心して競技活動に打ち込むためには、その後のライフステージにおきまして、企業、スポーツ関係団体などでの就業の機会や、指導者としての活躍の場が確保されることが重要と考えます。

道といたしましては、企業と選手を結ぶ就職支援制度のアスナビを活用し、道内の自治体、企業におけるオリンピックやパラリンピアン採用の促進に努めているほか、卓越した競技経験や指導技術に子どもたちが直接触れ合いながら、挑戦意欲を育むスポーツ教室の開催、ジュニアアスリートの発掘、育成など、アスリートのキャリアを発揮できる取り組みを推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）宮川議員の御質問にお答えをいたします。

元アスリートの教員採用などについてでございますが、教員の採用に当たって、教員としての資質を見きわめた上で、豊かな経験や、すぐれた知識、能力を有する多様な人材を採用することは、教育の充実を図る上で有意義であると考えております。

このため、道教委では、スポーツ、芸術の分野において秀でた技能や実績を有する方を対象とした特別選考を平成12年度から実施いたしており、これまで45名を採用した中で、元プロスポーツ選手やオリンピックに出場した方を6名採用しているところでございます。

道教委といたしましては、今後とも、新たに導入する部活動指導員への採用も含め、適切な人材の確保に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 宮川潤君。

○30番宮川潤君（登壇・拍手）指摘を交えて、再質問をいたします。

まず、生活困窮者等の共同住宅の問題についてですが、3年前の調査では全道で307カ所で、さらに現在調査中とのことで、速やかに調査を行い、公表するよう指摘しておきます。

また、高齢者等が新たな住まいを確保するための住宅セーフティーネット制度についてであります。

道内で実際にセーフティーネット制度の登録をした戸数は何戸かとお尋ねしたところ、わずか7戸で、全賃貸住宅の0.001%であることが明らかになりました。これでは、とてもセーフティーネットの構築が図られたとは言えないというのが現状であります。

不動産事業者に対する制度の周知徹底に取り組み、登録を促すとのことでしたが、これまでも説明会を開いてきたと伺っております。

答弁で言う周知徹底とは、どういうペースや規模で行うのですか。爆発的にふやす必要があると考えますが、いかがか、伺います。

登録戸数や説明会の目標も持つべきですが、いかがか、伺います。

次に、介護事業所の閉鎖等についてです。

道内の介護事業所が3年間の平均で1年当たり1250カ所ふえる一方で、同じく3年間の平均で750カ所閉鎖している問題を取り上げました。

答弁は、良質なサービスの提供体制の確保に取り組むとのことでしたが、次々と新しい事業所がつけられながら、経営不振と人員不足で次々と潰れているのが実態です。

このように激しく入れかわることは、介護の経験や技術が継承されていないことにつながり、安定していないところに人は行きません。介護事業所が安定的に運営できるよう、道としての支援の必要性を指摘しておきます。

また、2015年度の介護報酬改定で2.27%引き下げられており、介護事業所の経営難の主要な原因となっております。

良質な介護サービスの提供には、介護職員の確保が不可欠であり、抜本的、大幅な介護報酬の引き上げが必要だと考えますが、いかがか、認識を伺います。

後期高齢者医療制度についてであります。

答弁では、財政安定化基金の63億円で保険料を据え置くことができるとのことでした。63億円といっても、国、道、広域連合の3者で、しかも、2年を1期として計算すれば、道の1年間の負担は10億円で、それで保険料を据え置くことが可能だということが明らかになりました。

私どもがたびたび指摘してきたサンルダムは、総事業費が590億円で、昨年4定で追加した事業費だけで32億円でありますから、10億円というのは決して無理な道負担ではないものであります。

高齢者の暮らしは、年金が減らされ、医療費や介護の負担がふえて、年々厳しくなっています。

後期高齢者医療制度の保険料の据え置きは、決して無理な財政負担ではありません。高齢者の負担を軽減するための真剣な努力をすべきと指摘しておきます。

所得税法第56条について伺いましたが、国において検討されるものとの答弁でありました。

私は、質問で、事業主の配偶者や親族が事業に従事した場合、対価の支払いは必要経費に算入しないこと、すなわち、自営業者等の配偶者や子どもと一緒に家業で仕事をしても、その賃金が必要経費に算入されない問題、つまり、働いても、その働きは税法上認められていないのは不当であるということをお知らせし、知事のお考えを伺いました。

労賃が認められないことについて、一部の市町村議会から意見書が上がっている旨の理事者の答弁がありましたが、一部ではなくて、道内の過半数の議会であり、重みが違います。国において検討するというのではなくて、知事自身の御意見をはっきりとさせていただくことが、市町村議会の期待に応えることであるということをお知らせいたします。

再生可能エネルギー等の送電線利用についてであります。空き容量の計算方法についての見直し、既存系統の活用、いわゆる日本版コネクト・アンド・マネージについて伺いました。

国において、既存の送電線を活用して、より多くの電源が接続できるように、空き容量の算定方法などを検討しているとのことでしたが、道として、国の検討の都度、どう適用できるかを検証し、早期に導入できるよう取り組みを進めるべきですが、いかがか、伺います。

大間原発にかかわる今後の対応についてですが、危機管理監から、国や事業者に対して適時適切に必要な働きかけを行うとの答弁がありました。これまでの答弁から何一つ変化がないものであります。

函館市が提訴に至った状況を重く受けとめ、市民の皆様方の大きな不安を共有すると言うのであれば、もっと危機感を持って、強く、知事みずから安倍首相に直接会ってでも、大間原発の建設凍結を求めるべきではないでしょうか、再度伺います。

屋外広告物の安全対策についてですが、3年ごとに継続許可申請が提出される、または、撤去した場合は除却届が提出されるはずですが、全道で、継続許可申請が提出されないものや違反広

告に対して221件の是正指導を行ったところ、132件が届け出を行ったとのことであります。

問題は、残る89件です。継続許可申請も除却届も出されず、道の是正指導にも従わなかったところ。引き続き指導するとの答弁ですが、引き続き従わない可能性が大きいと思われま

す。文書指導だけでなく、直接会って指導する、業者名を公表する、行政代執行まで視野に入れた対応が必要だと考えますが、いかがか、対処方針を明らかにしてください。

道営住宅の建てかえ、改善についてです。

入居者にできるだけ早く計画を伝えるとの答弁でしたが、できるだけではなく、数年間の建てかえ、改善の見通しを立てることが必要ですが、道の姿勢によって十分可能なはず。入居者に見通しと安心感を持ってもらうために、中期的見通しを示すよう検討すべきであることを改めて指摘しておきます。

再々質問を留保して、再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）宮川議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、高齢者等の住まいについてであります。道では、昨年4月の住宅セーフティーネット法の改正を踏まえ、10月に、高齢者や子育て世帯などの入居を拒まない賃貸住宅の登録目標を、平成37年度までに6600戸とするなどの供給計画を策定いたしましたところであります。

道といたしましては、目標の達成に向け、ホームページで広く制度の周知を図るほか、賃貸住宅のオーナーや、それを管理する不動産事業者などに対して説明会を開催するなど、制度への一層の理解をいただきながら、登録の促進を図り、道民の皆様の安全、安心な居住の確保に取り組んでまいります。

次に、介護職員の処遇改善などについてであります。平成30年度の介護報酬改定では、質の高い効率的な介護の提供体制を整備していくため、全体でプラス0.54%の改定率となったところであります。

道では、これまで、介護報酬の改定に当たり、広域分散で積雪寒冷な本道の地域特性や介護職員の処遇改善について十分配慮するよう要望してきており、今後とも、国に対して働きかけるなどして、地域における介護サービスの提供体制の確保に取り組んでまいります。

次に、再生可能エネルギー等の送電線利用における系統接続に関する道の対応についてであります。現在、国や電力広域的運営推進機関においては、再生可能エネルギーの導入促進に向け、既存の送電線を活用して、より多くの電源が接続できる新たな仕組みの検討が行われているところであります。

道といたしましては、こうした検討状況を注視しながら、本道の実情を踏まえた制度設計が行われるよう、国や電力広域的運営推進機関に働きかけるとともに、北電に対し、制度の見直しを踏まえ、適正な運用に努めるよう働きかけてまいります。

次に、大間原発に係る今後の対応についてであります。私といたしましては、大間原発は、施設が未完成であり、エネルギー政策上の必要性なども明らかにされていないことから、立ちど

まって検討すべきと考えており、今後とも、道議会の決議なども踏まえながら、より慎重な対応がなされるよう、国や事業者に対し、さまざまな機会を通じ、可能な限り必要な働きかけを行ってまいります。

最後に、屋外広告物の是正に向けた対応についてであります。道では、現地調査や事情聴取等により違反事実を確認し、指導を行っても従わない場合には、許可取り消し、措置命令、公表を行い、場合によっては、告発や代執行などの措置を講ずることとしているところであります。

道といたしましては、関係法令、条例の適切な運用により、違反広告物に対する必要な是正指導や措置を行うなど、屋外広告物の安全対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 宮川潤君。

○30番宮川潤君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、再質問に対して知事から答弁をいただきましたが、さらに数点、指摘をさせていただきたいと存じます。

住宅セーフティネット制度についてですが、現在、登録は7戸で、平成37年度までの目標が6600戸ですが、7年先の目標とはいえ、到達点との開きが大きく、特段の取り組み強化が必要であります。

しかも、7年後という目標の掲げ方では、現実に困っている高齢者、低所得者などに対処できるのでしょうか。直ちに、住宅に困っている方に役立つ制度とするため、登録数をふやす必要があります。

アパート所有者などが、高齢者等でも差別なく入居を受け入れますよという登録を行うのに、申請書のほか、誓約書、同意書、付近見取り図、配置図、各階の平面図、求積図など、数々の書類を提出し、その上、登録は有料で、1戸のみ登録する場合でも8000円かかるそうですが、こういう手続と費用負担をして登録する人が本当にふえるのか、甚だ疑問であり、現実には7戸しか登録していないのもわかるような気がいたします。

アパート等の所有者が負担なく登録でき、相応の有利な状況に結びつくウイン・ウインの関係となるような制度の再検討が必要であることを指摘いたします。

再生可能エネルギー等の送電線利用についてであります。国が空き容量の算定方法などを検討した場合、直ちに道として適用するよう、再質問いたしました。知事の答弁は、北電に対し、制度の見直しを踏まえ、適正な運用に努めるよう働きかけるとのことでありました。

北海道において、再生可能エネルギーによる発電が3分の1を占めるという目標を実現するためにも、送電線の利用拡大は極めて重要であります。北電に対して、しっかりと働きかけ、目に見える成果を上げるべきであると指摘しておきたいと思っております。

屋外広告物について、指導に従わない者に対して厳しく対処することを求めたところ、許可取り消し、措置命令、公表、告発、行政代執行などの措置を講じるとの答弁でありました。

制度設計として、これらの対応があり得るということは理解しますが、問題は、現実の運用で効果を発揮できるかどうかであります。

今後、老朽化した屋外広告物は増加していきます。厳格な運用で危険な屋外広告物を一掃するよう指摘します。

以上で私の再々質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）